

産業データ流通 ユースケースの検討

2024.07.30

日立製作所 石原

1. 社内でのデータ流通のユースケースについて



- 社内でのデータ流通で、「データ越境問題」となるユースケースについて、一部関係者にヒアリングを実施。
- ■海外の法令/国内法令に遵守した形で、「データ越境」の処理を実施している。
 - -個人情報/プライバシー情報の対応が中心

(産業データにおいても、個人情報/プライバシー情報に関する対応が中心)

ユースケース

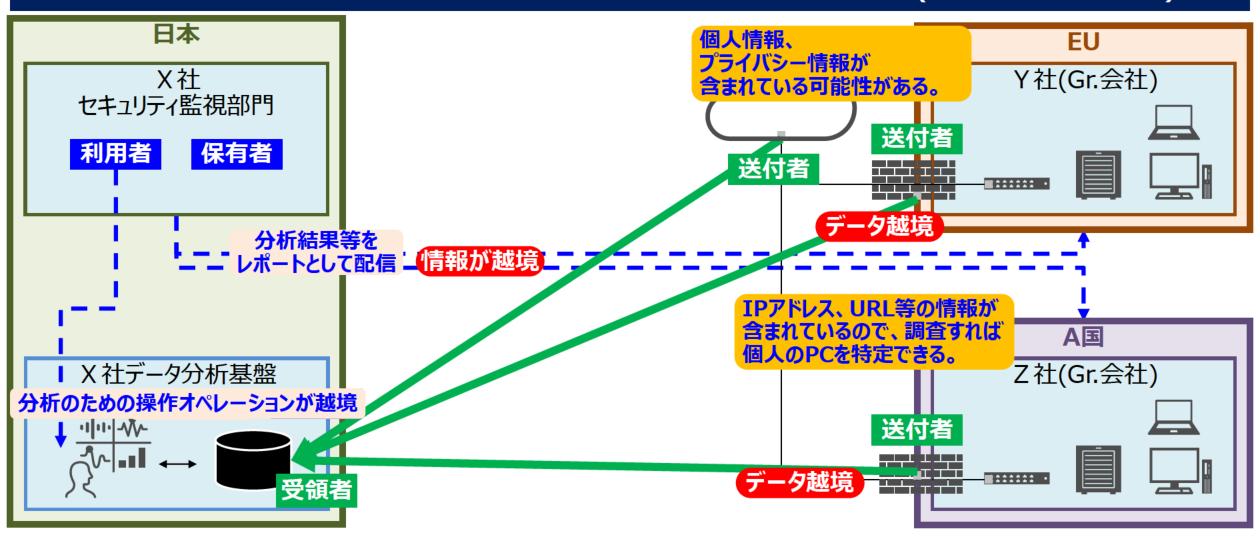
- 1)サイバーセキュリティ監視データ

 - ・[データ越境]海外Gr.会社のサイバーセキュリティ・ログ・データ ⇒ 基本的に、個人情報/プライバシー情報に関する対応をしている。 現地でデータ分析するなどして、データ越境を減らしている。
- 2)人事情報データ(個人情報/プライバシー情報が中心)
 - ・[データ越境]海外Gr.会社との人事情報のデータ越境
 - ⇒ 基本的に、海外/国内法令を遵守した手続きで実施している。
- 3)制御装置からのデータ(保守/メンテナンス用のデータ)
 - ・「データ越境〕販売した製品から保守/メンテナンス用に送信されるデータの越境
 - ⇒ 非個人データとして現状越境を行い保守サービス等を提供している。

2-1. サイバーセキュリティ監視データ(1)



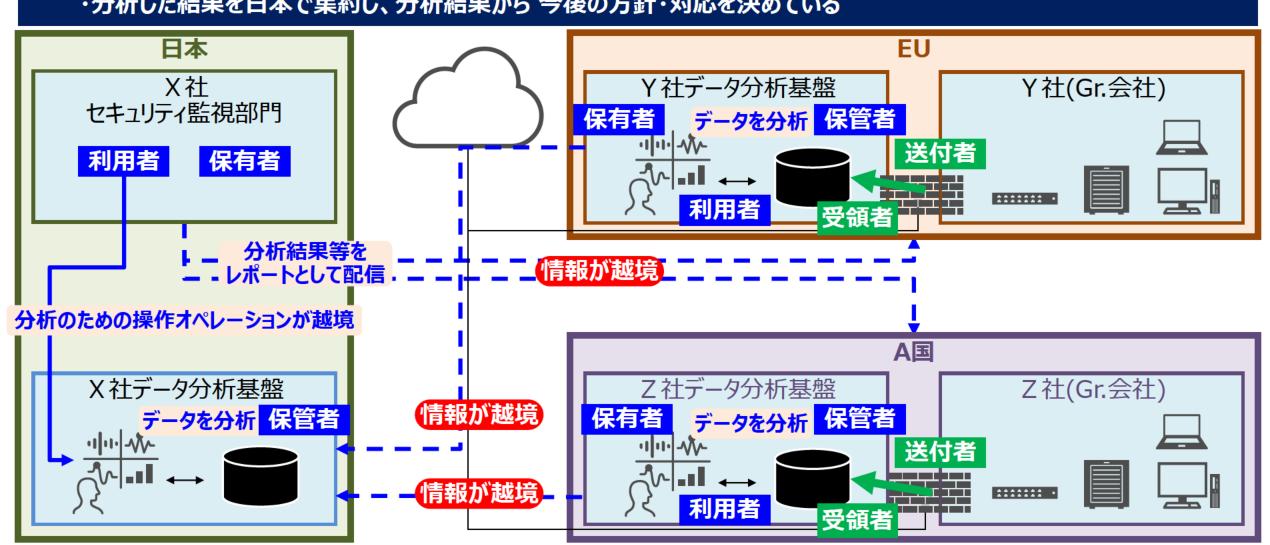
■全社の(海外Gr.会社を含む)情報システムの監視業務
・セキュリティ監視ログには、個人情報、プライバシー情報が含まれている可能性がある。(GDPR等の対応が必要)



2-1. サイバーセキュリティ監視データ(2)



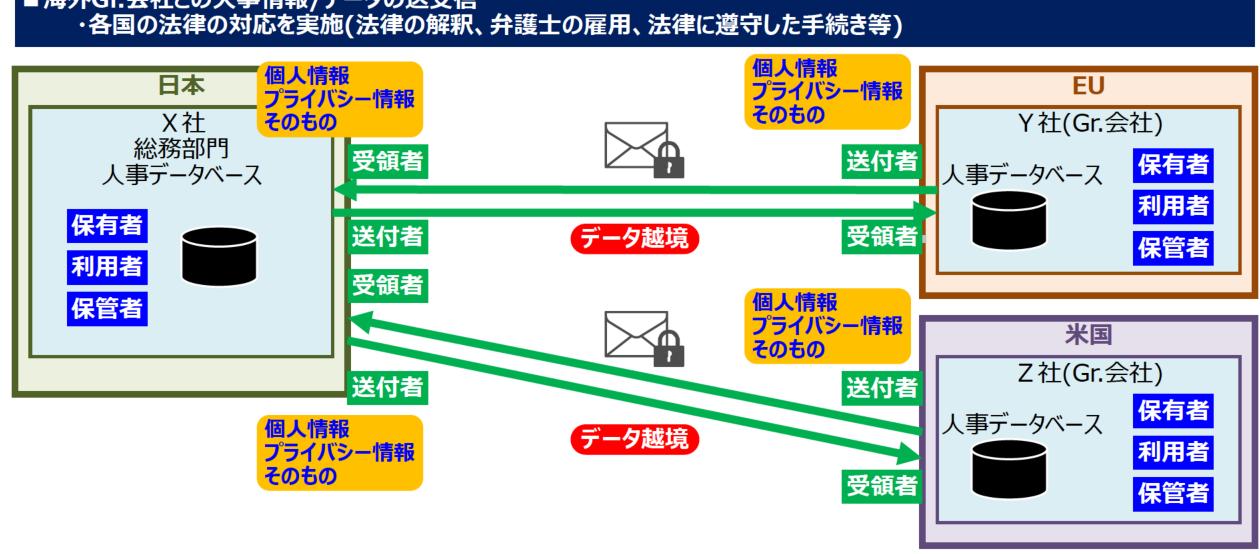
■個人情報/プライバシー情報の取り扱いを注意し、各地域毎でログ分析を行なう設備・人材を投入 ・分析した結果を日本で集約し、分析結果から 今後の方針・対応を決めている



2-2. 人事情報データ



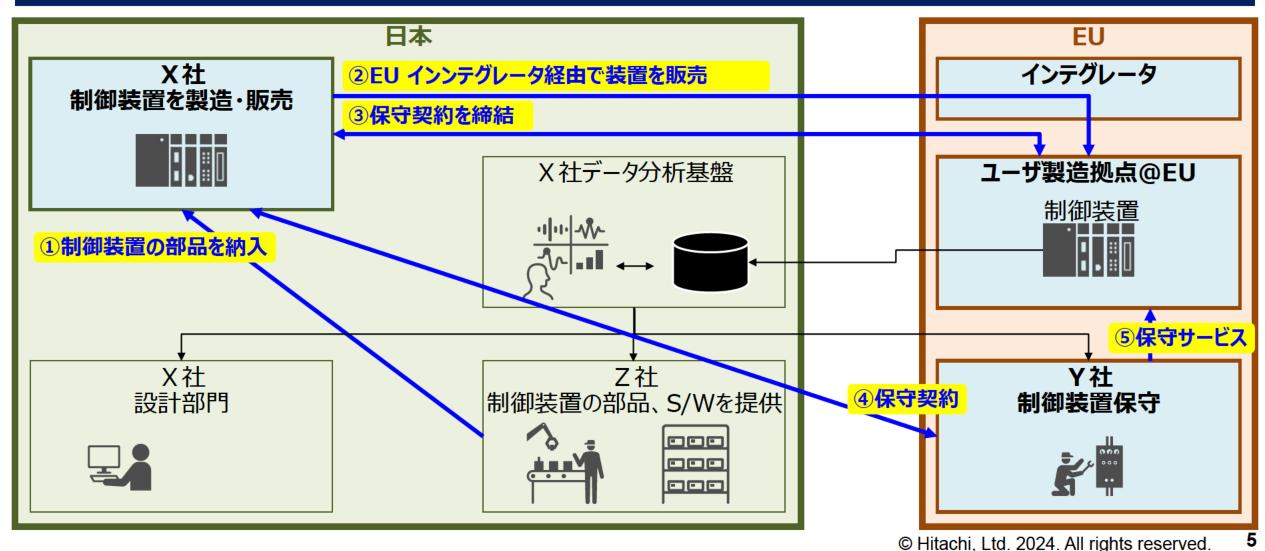
■海外Gr.会社との人事情報/データの送受信 ・各国の法律の対応を実施(法律の解釈、弁護士の雇用、法律に遵守した手続き等)



3-1. 制御装置からのデータ:ビジネスの商流



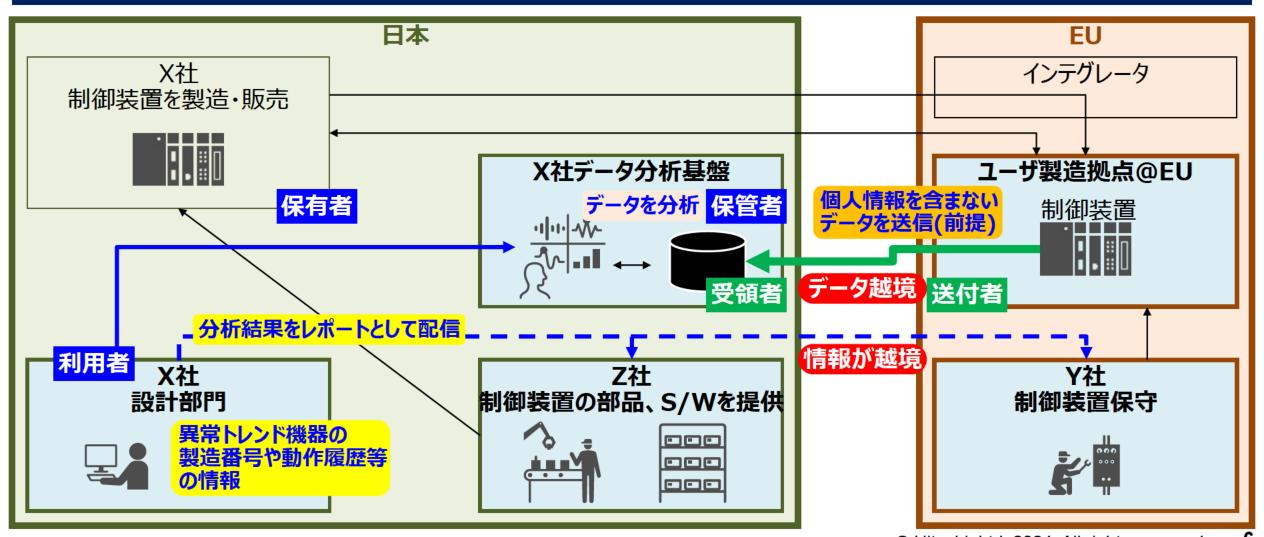
■ビジネス: EU地域へ制御装置等を販売 販売した制御装置等からのデータを受信し、保守サポートサービスを提供



3-2. 制御装置からのデータ: データの流れ



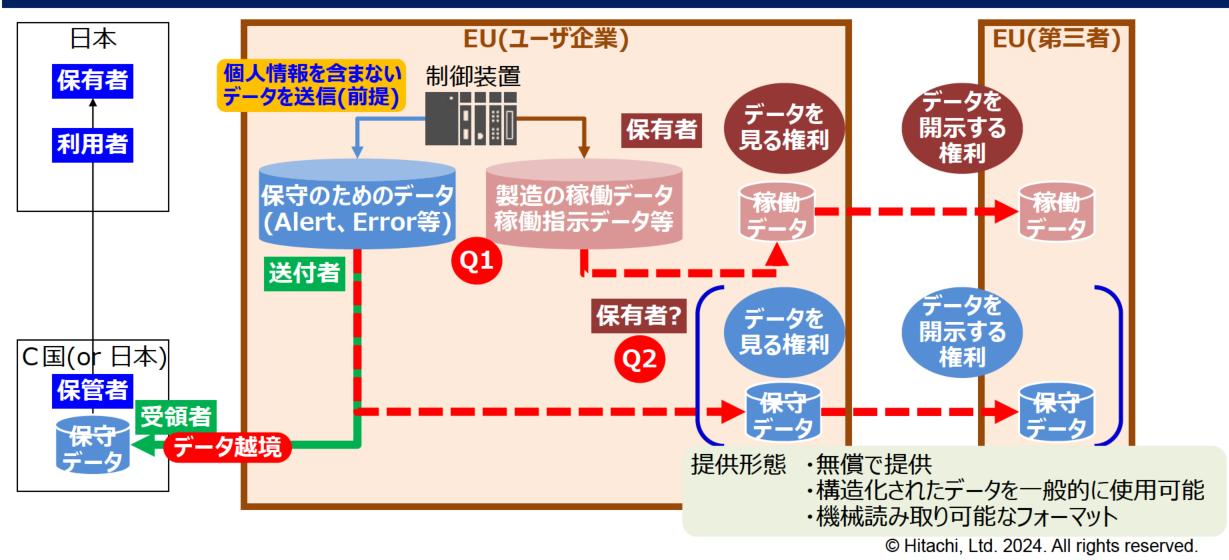
■データ : EU(制御装置)⇒日本(データセンタ) ※個人情報を含まないデータ 分析した結果を製品、部品へフィードバック、 故障部品の指示を保守会社へ通知



3-3. 制御装置からのデータ: EU Data Actの事業影響(1)



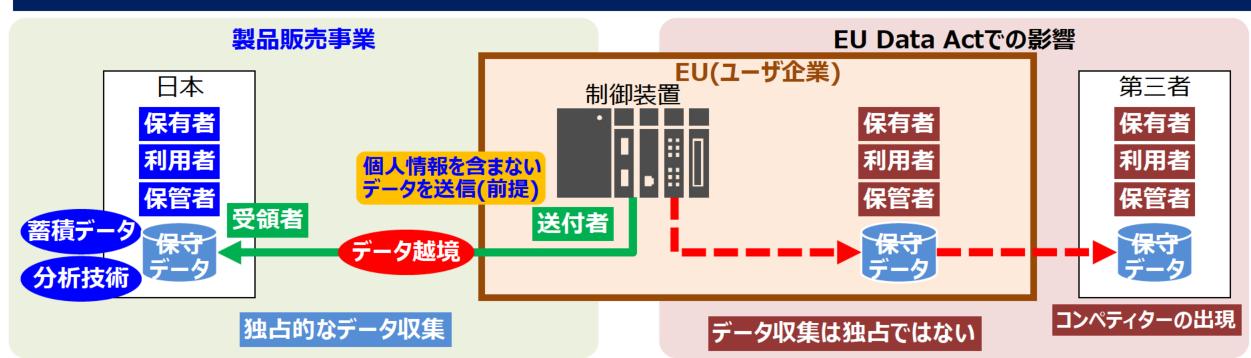
■EU Data Actによる影響は何か? Q1)対象となるデータは何か?(2種類のデータ) Q2)保守のためのデータの保有者=製造ベンダで正しいか?



3-4. 制御装置からのデータ: EU Data Actの事業影響(2)



■「保守データ」のユーザへの提供/第三者への開示 のビジネス影響 ・リスク: 保守データから「収集データの工夫、アイデア等」が漏れる可能性はあり。



#	現状	EU Data Actの影響
1	・装置からのデータを独占的に収集できる	・独占していたデータが、独占ではなくなる
2	・収集データを分析し、保守サポート等の事業を展開 (製品知識、過去からのデータ蓄積、分析技術が強味)	・当該データを使ったコンペティターが現れる可能性がある
3		・収集データの工夫/アイデアが漏れるか?

3-5. 制御装置からのデータ: EU Data Actの事業影響(3)

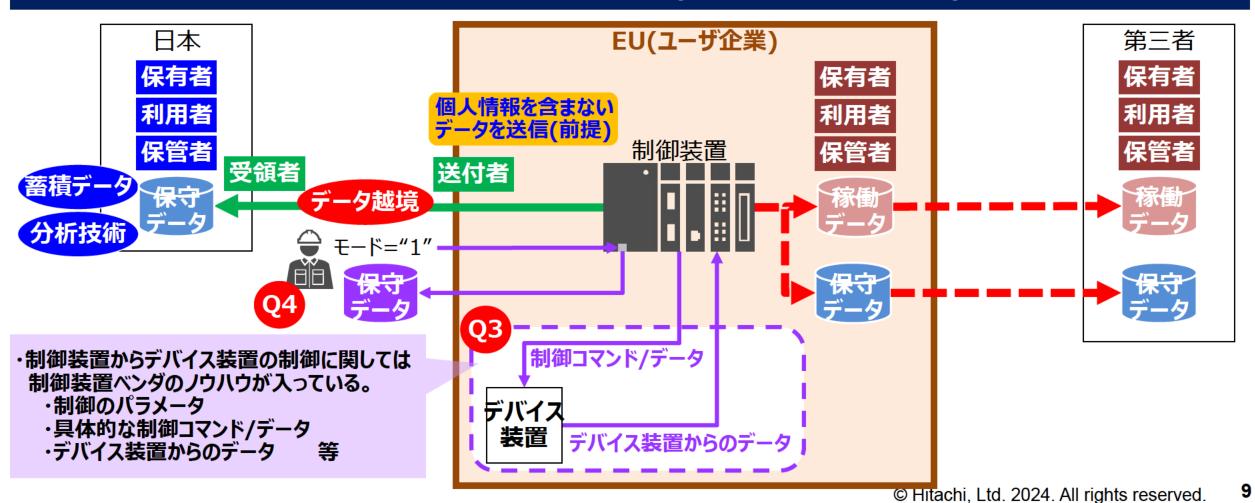


Q3)制御装置からデバイス装置の制御データ等もEU Data Actの対象なのか?

⇒デバイス装置の制御コマンド/データ等は、ベンダとしてのノウハウが入っているので第三者へ漏れることは避けたい。

Q4)保守員しか出力できないデータも EU Data Actの対象なのか?

⇒保守員がモードを変更した場合にのみ、出力されれるデータ(通常は 出力できないデータ)も対象なのか?



3-6. 制御装置からのデータ:業務改善ソリューションのケース



■稼働データを分析して、業務改善ソリューションを提供するする事業 ⇒作業者等の情報が入るとデータ越境で、GDPR等の対応が必要になると考えられる。

